

尾張旭市補助金等審査委員会
答申

平成 2 2 年 5 月

尾張旭市補助金等審査委員会

目 次

はじめに	1
1 委員会設置の経緯及び中間報告	2
(1) 委員会設置の経緯	2
(2) 団体補助金の見直しに関する中間報告	2
(3) 個人補助金の見直しに関する中間報告	3
2 中間報告以降の検討	4
(1) 中間報告を受けての市の対応	4
(2) 残りの団体補助金の審査経緯	5
3 まとめ	5
(1) 課題	5
(2) 今後に向けて	6

資料編

資料1 審査結果一覧（団体補助金中間報告以降審査分）	8
資料2 審査結果表（団体補助金中間報告以降審査分）	11
資料3 尾張旭市補助金等審査委員会条例	25
資料4 委員会開催状況	26
資料5 委員名簿	27

はじめに

尾張旭市補助金等審査委員会は、市が交付する補助金等が、市民に納得された真に必要とされる事業効果の高いものとなるよう、統一的な手法を用いた抜本的な見直しを行うため、平成18年7月に設置された。平成19年秋には、17回にわたる会議を経て「団体補助金の見直しに関する中間報告」を市長に提出した。市ではこれを受け、平成20年2月には、補助金等交付規則の一部改正、交付基準の制定が行われ、各団体補助金の交付要綱の見直しが進められた。

団体補助金の見直しに関する中間報告以降は、個人補助金について審査した。平成20年秋には、12回にわたる会議を経て「個人補助金の見直しに関する中間報告」を市長に提出した。その後、未審査で交付基準による見直しを実施されていない団体補助金の審査を行い、再び本市の補助金制度の問題点、今後の補助金のあり方等について検討した。

市長からの諮問以来、37回にわたり精力的に審査を行い、本日ここに一定の結論を得たことから、次のとおり答申するものである。

平成22年5月

尾張旭市補助金等審査委員会

委員長	伊藤	達雄
同職務代理者	加藤	義之
委員	前田	晃希良
委員	門脇	玲衣子
委員	佐竹	保

1 委員会設置の経緯及び中間報告

(1) 委員会設置の経緯

市の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、市が支出する補助金については、平成12年10月に設置された市の内部組織である事務改善委員会（補助金検討部会）、平成16年度以降の行政評価制度による評価点検などにより見直しが行われてきた。しかし、市の内部での見直しだけでは限界があり、補助金の見直しに取り組む先進自治体の多くが第三者機関による検討組織を設けていることから、本市においても、平成17年6月に、第三者による外部機関を新たに設置し、審査することが決定された。そして、平成18年7月に、市が交付する補助金が市民に納得された真に必要なとされる事業効果の高いものとなるよう、統一的な手法を用いた抜本的な見直しを行うため、当委員会が設置され、平成18年7月28日に第1回委員会が開催された。

当委員会では、平成17年度に交付実績があった101種類の補助金を対象とし、補助金の必要性や妥当性を判断する統一的な基準を作り、その基準に基づき、補助金を審査することにした。

(2) 団体補助金の見直しに関する中間報告

はじめに、先進事例の調査・研究、審査基準の検討を行い、公益性、妥当性、効果、透明性及び公平性の観点から、12項目の統一的な審査基準を設定した。時間的な制約から101種類全件を一つ一つ審査するのは困難であったので、団体補助金と個人補助金とに分け、平成18年度は団体補助金72種類の中から代表的なもの、市民に影響の大きいものなど20種類程度を抽出して審査した。審査は「補助金チェックシート（担当課審査表）」と実績報告書などの関係資料、担当課職員との質疑応答をもとに、各委員が審査基準に基づいて行った。その結果を参考に委員の合議により、各補助金の見直しの方向性、附带意見など委員会としての結論を出した。なお、委員会の結論を決定するにあたっては、各委員の審査結果を数値化し、合計点が低いものから廃止するという機械的な方法ではなく、各補助金の長所と短所、担当課による自己審査と委員による審査結果の差異を分析し、各補助金が抱える問題点を抽出することを重視した。

17回にわたる会議を開催し、団体補助金の3分の1にあたる24種類の補助金と類似・関連する補助金として審査した5種類と合わせて29種類の団体補助金の見直しの方向性等について、委員会としての結論を得た。審査の過程で得られた議論をもとに、補助金制度の問題点、早急に取り組むべき事項、交付要綱に規定すべき事項、今後の補助金のあり方等について整理し、可能なものから早急に実現されることを期待して、平成19年11月に「団体補助金の見直しに関する中間報告」を市長に提出した。

(3) 個人補助金の見直しに関する中間報告

団体補助金の見直しに関する中間報告以降は、31種類すべての個人補助金について審査した。

個人補助金の審査を行うにあたり、まず個人補助金は、特定の政策目的のためだけでなく、格差の是正・経済負担の軽減を目的とするものがあるなど、団体補助金との相違を分析した。また、大半が「一定の要件に該当すれば交付し、実績報告を求めない補助金」あるいは「一定の実績・事実があることにより交付する補助金」であり、団体補助金のような実績報告書や収支決算書は提出されない場合が多く見受けられた。そのため、団体補助金のように「実績報告書」による審査や「交付先での補助金の使われ方」という判断基準ではなく、「補助金の制度設計、考え方」が審査の中心となった。

審査は、個人補助金の類型を「特定の政策目的を達成するために金銭的な援助を行うもの〔特定目的型〕」と「格差の是正、経済負担の軽減のために金銭的な援助を行うもの〔格差是正型〕」の2つに分けて進めた。審査基準についても、団体補助金の審査項目を個人補助金に適用する場合の適否や問題点を検討し、個人補助金の審査のための9項目の統一的な審査基準を新たに設定した。

12回にわたる会議を開催し、31種類すべての個人補助金について担当課へのヒアリングを行いながら統一的な基準により審査を行い、見直しの方向性等について、委員会としての結論を得た。団体補助金と同様、審査の過程で得られた議論、意見をもとに、補助金制度の問題点、早急に取り組むべき事項、今後の補助金のあり方等について整理し、平成20年11月に「個人補助金の見直しに関する中間報告」を市長に提出した。

2 中間報告以降の検討

(1) 中間報告を受けての市の対応

平成19年11月の「団体補助金の見直しに関する中間報告」を受け、市では、平成20年2月に、補助金等交付規則の一部改正、交付基準の制定が行われた。そして、この交付基準により、各団体補助金の交付要綱等の見直しが進められた。また、平成20年11月の「個人補助金の見直しに関する中間報告」を受け、各個人補助金の交付要綱等の見直しが進められた。

平成21年4月には、同年度に予算措置されたすべての補助金の交付要綱等について見直し状況の調査が行われた。59種類の団体補助金については、補助目的、補助対象事業、補助対象経費など、交付要綱等がおおむね交付基準に沿って見直されたところである。平成19年11月からの3年間で、8種類の補助金が廃止され、10種類の補助金が縮減された。

なお、団体補助金交付要綱等の見直し状況については、次表のとおりである。

【団体補助金の見直し状況】

見直す箇所 なし	20年度から 見直し済み	21年度から 見直し済み	21年度中に 見直し済み	21年度から 新規制定	計
4種類	10種類	23種類	20種類	2種類	59種類

個人補助金については、中間報告での個別の審査結果に対する対応状況の確認がなされた。3種類の補助金が廃止され、4種類の補助金が縮減された。

中間報告後、団体補助金、個人補助金とも見直しの結果が翌年度以降の予算に反映されることとなったことは、当委員会が可能なものから早急に実現されるよう期待したところであった。

また、平成21年9月から市の要綱、要領等が市のホームページに掲載されるようになったこともあり、すべての補助金交付要綱等の閲覧が可能となった。これにより、当委員会が中間報告で提言したように、補助事業者のみならず、すべての市民が補助目的、補助対象事業、効果などを確認できるようになった。

(2) 残りの団体補助金の審査経緯

平成21年4月の委員会では、市から見直し状況調査の結果が報告され、今後の委員会で審査していく団体補助金について検討した。

委員会で審査を終えた補助金については、交付要綱等がおおむね交付基準に基づき見直されているとの報告があった。そのため、委員会で未審査の補助金のうち、交付要綱等が見直されていないものを審査した。なお、新たに創設された補助金については、交付基準に基づき制定されたので審査の対象外とした。

6回にわたる会議を開催し、7種類の補助金について担当課へのヒアリングを行いながら統一的な基準により審査を行い、見直しの方向性等について、委員会としての結論を得た。

3 まとめ

(1) 課題

ア さらなる改善

平成19年11月から3年にわたり、おおむね交付基準に沿って交付要綱等が見直されてきた。しかしながら、補助金の性格などによっては、交付基準をそのまま当てはめることが困難な補助金や、交付基準に沿った見直しがなされていない補助金もあるので、今後、それらの改善を図ることが必要である。

イ 定期的な見直しの徹底

交付基準に終期、見直し時期の設定に関する規定が設けられたことにより、交付要綱等については定期的に見直しがなされることになった。ただ、見直しの時期が到来する都度、漫然と期間を延長するのではなく、当初の交付目的が達成されていないか、時代、社会情勢に適合しているか、多くの市民の理解を得られる事業であるか、補助率は適切であるかなど様々な視点から検討し、不断の見直しを行わなければならない。

ウ 効果の検証

担当課へのヒアリングの過程で、団体補助金の実績報告について、補助金交付の効果の検証が不十分であるものが散見された。具体的かつ客観性のある効果の

検証を行い、市民に対して、補助金の効果、補助目的の達成について説明責任を果たすため、単に実績報告書の書面上にとどまらず、現地、現物等を確認し、補助金の効果を検証することが必要である。

エ 公募型補助金の導入促進

当委員会は、「団体補助金の見直しに関する中間報告」で公募型補助金の導入を提言した。市は、補助金等交付基準に「補助金等の公募に関する基準」を盛り込んだところである。公募型補助金は、広く事業の企画提案を募り、公開プレゼンテーションや第三者機関による公開審査などを通じて優れた企画提案に対し補助金を交付するものである。そのため、企画や効果の競争がなされ、成果や効率性が向上するとともに、補助金の交付決定過程における透明性、公平性がより高まることになる。今後は、公募型補助金の導入を積極的に進めるべきである。

(2) 今後に向けて

今回の補助金の見直しについては、一定の目標金額に達するまで点数などにより機械的に補助金を廃止又は縮減するのではなく、補助金の必要性、妥当性、費用対効果、市民意識等の様々な視点から評価を行い、補助金制度の問題点、取り組むべき事項、今後の補助金のあり方等について整理した。

これは、今回の見直しが一時的な歳出予算の削減で終わるのではなく、市の補助金制度の総合的な見直しの機会となり、市の補助金が、公平性、公正性及び透明性の高い補助金制度の下で、その成果が最大限発揮され、市民の福祉の向上に寄与されることを切望してのものである。

行政の運営には市民との協働が必要不可欠であり、市においては、常に市民の目線、感覚を持って行政運営をしていく必要がある。平成18年7月の市長からの諮問以来、37回にわたり精力的に審査を行い、提言をしてきた結果、市の慣習に世間の常識を入れ、職員の公金支出に対する意識も変わったように感じられる。

市にあっては、本答申を踏まえ、さらなる見直しを検討されたい。また、時間的な制約から、当委員会では補助金のみを審査の対象としたが、補助金以外の支出についても、当委員会の審査方法、本答申を参考に見直しを行うことができると思われる。

本答申に取り上げられなかった論点についても引き続き検討が加えられ、市の公金支出が透明性が高く、より適正で効果的なものとなることを期待する。